# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年３月１日 |
| 【会社名】 | タキロン株式会社 |
| 【英訳名】 | Takiron Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　　兵頭　克盛 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市北区梅田三丁目１番３号（ノースゲートビルディング） |
| 【電話番号】 | 06-6453-3700（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 業務部長　　角野　周作 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区港南二丁目15番１号（品川インターシティＡ棟） |
| 【電話番号】 | 03-6711-3700（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 業務部長付　　齋藤　彰 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号）<br>タキロン株式会社　東京本社<br>（東京都港区港南二丁目15番１号（品川インターシティＡ棟））<br>タキロン株式会社　中部支店<br>（名古屋市東区葵一丁目19番30号（マザックアートプラザ）） |

## 1【提出理由】

平成29年２月24日開催の当社臨時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年２月24日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　当社とシーアイ化成株式会社との合併契約承認の件

当社とシーアイ化成株式会社との合併契約について承認する。

なお、合併の効力発生日は、平成29年４月１日を予定とする。

第２号議案　定款一部変更の件

合併を実施するにあたり、第１条の商号、第２条の目的、第６条の発行可能株式総数、第34条の監査役の責任免除の規定の一部を変更する。

なお、定款一部変更の効力発生日は、平成29年４月１日を予定とする。

第３号議案　合併に伴う取締役５名選任の件

合併に伴い、取締役として、石塚哲士、丸裕彦、川上弘恭、坂本光、林英範の５氏を選任する。

なお、就任日は平成29年４月１日を予定とする。

第４号議案　合併に伴う監査役２名選任の件

合併に伴い、監査役として、藤岡敬之、髙﨑一裕の両氏を選任する。

なお、就任日は平成29年４月１日を予定とする。

第５号議案　監査役の報酬額改定の件

合併を実施するにあたり、監査役の報酬額を年額70,000千円以内とする。

なお、報酬額改定の効力発生日は、平成29年４月１日を予定とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 賛成率（%） | 決議の結果 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１号議案<br>当社とシーアイ化成株式会社との合併契約承認の件 | 52,325 | 9,062 | 52 | 85.16 | 可決 |
| 第２号議案<br>定款一部変更の件 | 50,846 | 9,627 | 26 | 84.04 | 可決 |
| 第３号議案<br>合併に伴う取締役５名選任の件 | | | | | |
| 石塚哲士 | 50,459 | 10,006 | 36 | 83.40 | 可決 |
| 丸　裕彦 | 50,461 | 10,004 | 36 | 83.40 | 可決 |
| 川上弘恭 | 50,449 | 10,016 | 36 | 83.38 | 可決 |
| 坂本　光 | 50,443 | 10,022 | 36 | 83.37 | 可決 |
| 林　英範 | 50,441 | 10,024 | 36 | 83.37 | 可決 |
| 第４号議案<br>合併に伴う監査役２名選任の件 | | | | | |
| 藤岡敬之 | 44,300 | 16,164 | 36 | 73.22 | 可決 |
| 髙﨑一裕 | 44,328 | 16,136 | 36 | 73.26 | 可決 |
| 第５号議案<br>監査役の報酬額改定の件 | 51,655 | 8,784 | 62 | 85.37 | 可決 |

（注）　各議案の可決要件は次のとおりです。

・第１号議案および第２号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成です。

・第３号議案および第４号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

・第５号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以　上